2）平成13年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の工事経験又は設計業務実績を有すること。

イ）密閉型シールドトンネルの工事経験又は設計業務実績

② 照査技術者

照査技術者は、下記の１）に示す要件を満たす者でなければならない。

１）下記のいずれかの資格を有する者

イ）技術士［建設部門（トンネル）又は（施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

ロ）技術士［総合技術監理部門（建設－トンネル）又は（建設－施工計画、施工設備及び積算）］の資格保有者

ハ）ＲＣＣＭ［（トンネル部門）又は（施工計画、施工設備及び積算部門）］の資格保有者。

ニ）土木学会認定技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者（トンネル・地下分野）又は１級土木技術者（トンネル・地下分野））のいずれかの資格を有している者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺ 特定建設共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員の出資比率が２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合は20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

⑻ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 申請書及び確認資料の提出期限の日から設計業務の見積合せの日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。また、工事の契約相手方決定の日において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。ただし、技術提案書提出期限の翌日から、工事の契約相手方決定の日までの期間について、当社が本工事に関して特に競争参加を認める場合を除く。

⑽ 本工事に、経常建設共同企業体として申請書及び確認資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び確認資料を提出することはできない。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３ 技術提案・交渉方式に関する事項

⑴ 技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の仕組み　技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）とは、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約締結と同時に、工事の契約に至るまでの手続に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結し、円滑に工事の価格等の交渉を行う。

価格等の交渉段階では、優先交渉権者と基本協定に基づき交渉を実施し、交渉が成立した場合には見積合せを実施した上で、工事の契約を締結する。

契約・協定の種類及び概要は以下の３通りとする。

① 設計業務契約：設計業務に関する優先交渉権者との契約

② 基本協定：工事の契約に至るまでの交渉手続や交渉不成立時の手続に関する優先交渉権者との協定

③ 工事請負契約：交渉成立後の工事に関する優先交渉権者との契約

⑵ 技術提案書の提出　競争参加希望者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した確認資料を添付した申請書及び技術提案書を提出し、競争参加資格の確認を受け、ヒアリング実施後、その結果を踏まえた最終技術提案書（内容の変更を希望しない場合など、当初提出の技術提案書を変更しない場合であっても、最終技術提案書として再度提出する。）および設計業務の参考見積書を提出すること。

⑶ ヒアリングに関する事項　提出された技術提案書の内容に係るヒアリングを実施する。

ヒアリングは競争参加者から提出された技術提案の内容において、発注者が設計図書に示す要求性能や施工条件を満たさない事項があると判断した事項について、競争参加者の意図を確認し必要に応じて技術提案の改善を要請する協議を行うものである。なお、技術提案の改善は、競争参加者からの自発的な改善も認める。

⑷ 技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目及び内容について提出するものとし、資料は説明書に基づき作成するものとする。

なお、技術提案書の提出が無かった場合、ヒアリングに参加しなかった場合、提出された最終技術提案書に１項目でも提案が無かった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、「不適格」とし、交渉権者として選定しない。

また、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。ただし、説明書に記載する事項は除く。

技術提案の評価項目は次のとおりである。

① 全体計画の妥当性

② 発進基地の施工方法、および施工時の品質管理と安全対策

③ 外殻部の施工方法、および施工時の品質管理と安全対策

④ 躯体の施工方法、施工時の品質管理と安全対策、および完成時の長期健全性

⑤ 裏壁の施工方法、施工時の品質管理と安全対策、および完成時の長期健全性

⑸ 優先交渉権者の選定　記３⑷による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定して通知する。評価値が同等の者が２者以上あるときは、くじ引きにより上位順位者を決定する。

ただし、複数の技術的視点で詳細な技術的検討・検証を加え、更なる工法の確実性、安全性を高めるため、本工事（以下「分岐部工事」という。）及び東日本高速道路株式会社が同時に発注する中央ジャンクション南地中拡幅（南行）工事（以下「合流部工事」という。）に重複して申請書を提出し、「外殻部の施工」及び「躯体の施工」に係る技術提案が同一の内容で応募している場合は、先行工事で優先交渉権者に選定された単体又は特定共同企業体の構成員を含む特定共同企業体は、原則として後行工事の優先交渉権者に選定しないものとして取り扱う。また優先交渉権者の選定は、施工延長の長い合流部工事を先行して行うものとする。

なお、「外殻部の施工」に係る技術提案のうち「外殻部の施工方向」、「外殻部の施工方法」及び「外殻部の発進・到達の考え方」と、「躯体の施工」に係る技術提案のうち「地山の安定性・止水性確保の方法」、「内部掘削時の外殻構造」及び「躯体の構造・構築方法」が、すべての項目において基本的に同一の内容で応募した場合を、同一の技術提案として取り扱う。